奨学金代理返還制度等の導入を応援！

FUKUOKA

中小企業 若手人材確保・定着応援事業

従業員の奨学金の代理返還等を行う中小企業を福岡県が応援！

中小企業の若手人材の確保や定着を支援するため、
従業員の奨学金の代理返還等を行う中小企業に対し、
福岡県が補助金を交付します。

補助率 企業負担額の **2分の1**

補助上限額 1企業あたり **年間50万円**

若手人材の採用・定着に向けた新たな取り組みとして、ぜひご活用ください。

主な対象要件

【企業】
- 福岡県内に本店を有する中小企業であること
- 従業員の奨学金返還を支援する制度を設け、実施していること（実施することが決定している場合を含む）

【従業員】
- 福岡県内の事業所に勤務する正社員であること
- 本人名義で借り受けた奨学金を返還中、または返還予定であること

※他にも要件があります。詳細は特設サイトまたは補助金交付要綱をご確認ください。

制度導入のメリット

採用力向上、雇用安定
支援制度を福利厚生として導入することで、求職者へのアピール力が高まり、若手人材の採用・定着につながります。

企業イメージの向上
支援制度の導入は企業のCSR（社会的責任）活動の一環として注目され、企業ブランドの向上にもつながります。

福岡県 Fukuoka Prefecture

問い合わせ
福岡県商工部中小企業振興局 中小企業経営支援課
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号　TEL 092-643-3423

補助金の概要

中小企業が、従業員の奨学金返還を支援する制度を設け、実際に「手当等の支給」又は「代理返還」を行った場合に、
中小企業の負担額に対して補助金の支給を行います。

補助金交付までの流れ（令和8年度）

1. 制度（社内規定）の導入
   従業員へ支援を実施
2. 補助金申請（12月28日まで）
3. 変更申請（1月29日まで）
4. 交付決定
5. 実績報告（事業完了から10日以内または3月31日のいずれか早い日）
6. 補助金交付（実績報告完了後）

※申請期限は令和8年度12月28日までです。　※補助金は予算上限に達し次第、受付を終了する場合があります。

奨学金返還支援の方法

手当支給型

企業が従業員へ、奨学金返還額の一部または全部を手当等により支給する方法です。

代理返還型

企業が従業員に代わって、奨学返還額の一部または全部を奨学金貸与機関に直接支払う方法です。

※代理返還に対応している貸与機関は日本学生支援機構などに限られます。詳しくは各貸与機関へご確認ください。
※補助金の申請には、社内規定等による奨学金返還支援制度の整備が必要です。

補助金の申込手続きはこちらから

https://shogakukin-henkan-shien.pref.fukuoka.lg.jp

福岡県　奨学金返還支援　検索